三　漁業権者の名称及び住所
　十和田湖増殖漁業協同組合
　青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四百八十六番地
四　免許の内容
　平成二十五年九月三十日農林水産省告示第二千四百九十八号公示内容のとおりである。

○農林水産省告示第三号

　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定に基づき農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場につき、同法第百二十九条第一項の規定に基づき平成二十六年一月一日付けをもって遊漁規則を認可したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

　平成二十六年一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　漁業権者の名称及び住所
　十和田湖増殖漁業協同組合　青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四百八十六番地
二　漁業権の免許番号
　農内共第一号
三　遊漁規則

十和田湖増殖漁業協同組合農内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条　この規則は、十和田湖増殖漁業協同組合（以下「組合」という。）が農内共第一号により免許を受けた第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、こい、ふな、さくらます及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条　漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2　前項の規定による申請は、手釣り又はさお釣りによる遊漁の場合には口頭により、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出により、行わなければならない。

3　組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣り又はさお釣りによる遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、せんを使用してする漁法による遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は同条に規定する場合を除き、同項の承認をするものとする。

4　前項により承認を受けた者は、直ちに、第八条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合又は漁場監視員に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第三条　次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄の漁具・漁法の統数の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法の統数
ひめます、こい、ふな、さくらます	手釣り、さお釣り　一人当たり二本
えび	せん　一人当たり十個

2　こい及びふなを対象とする遊漁には、船舶を使用してはならない。

（遊漁期間）

第四条　次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間以外は行うことができない。

魚種	期間
こい、ふな	七月二十一日から九月三十日まで
ひめます	船釣り　十月一日から十二月三十一日まで、翌年四月一日から同年六月二十日まで及び同年七月十一日から同月二十日まで
	岸釣り　十月一日から翌年六月二十日まで及び同年七月十一日から同月二十日まで
さくらます	六月一日から同月二十日まで、七月十一日から同月二十日まで及び十二月一日から翌年二月末日まで

（遊漁区域）

第五条　遊漁のできる漁場の区域（以下「遊漁区域」という。）は、湖の東側の青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部の字樽部キャンプ場に組合が建設した標柱（正北方向）から湖の北側の秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字ムジシを経て湖の南側の青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋の御前ヶ浜に組合が建設した標柱（正西方向）までの湖岸及び沖合い三百メートル以内の区域とする。

（禁止区域）

第六条　前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
秋田県鹿角郡小坂町十和田湖一夜島突端と同町十和田湖金木森突端を結んだ直線以南の区域	十月一日から同月三十一日までの間で組合が定めて公表する期間

2　前項の表下欄の期間は、組合の理事会で定め、当該期間の公表は、第八条第二項に掲げる遊漁料の納付場所への掲示により行うものとする。

（尾数等の制限）

第七条　ひめます及びさくらますの遊漁については、次の各号に掲げる制限をする。

一　一人一日当たりの採捕尾数は、ひめますとさくらますとを合わせて二十尾以内とする。

二　全長十五センチメートル以下のものは、採捕してはならない。

2　遊漁時間は、日出から日没までとする。

（遊漁料の額及び納付方法）

第八条　遊漁料の額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第一号の場合における遊漁料の額は、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一　手釣り又はさお釣りによる遊漁の場合

魚種	遊漁料
こい、ふな	一日　二百円
	一年　二千円
ひめます、さくらます	船釣り　一日　二千円
	岸釣り　一日　千円